

令和3年度地下水質測定結果について 概要

水質汚濁防止法第16条の規定により策定した「令和3年度地下水質測定計画」に基づき実施した調査の結果は以下のとおり。

1 概況調査等

(1) 調査の目的

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、全体的な地下水質の状況を把握する。(概ね2 km四方に区切った県内264区域を5年で一巡できるように調査を実施する。)

- *用語
- ┌ 区域：概況調査の対象として設定した県内を概ね2 km四方に区切った範囲を示している。
 - ├ 地点：調査対象とした井戸のことを示している。
 - └ 地域：調査対象項目毎の調査対象となる範囲を示している。

(2) 調査の結果

調査区域数	検出区域数
53区域 (59地点) 【環境基準項目】	4区域 (4地点) 【砒素、有機塩素系化合物】

- 検出のあった4区域(4地点)のうち、汚染範囲の確定している3区域(3地点)を除く1区域(1地点)について、検出井戸周辺調査を実施した。

2 検出井戸周辺調査

(1) 調査の目的

概況調査等で新たに検出され、その物質の広がりを確認する必要がある場合等に、地下水環境基準値を超過する汚染の有無や検出範囲等を確認する。

(2) 調査の結果

調査地域数	検出地域数	超過地域数
2地域 (5地点) 【砒素、鉛】	0地域 (0地点)	同左

- 砒素が検出された1地域については、検出井戸周辺調査の結果、周辺への汚染の広がりは確認されなかったが、次年度は検出地点において継続監視調査(経過観察調査)を実施する。
- 事業者が実施した敷地内の地下水調査で鉛が地下水環境基準を超過した1地域については、検出井戸周辺調査において全地点(4地点)で不検出であったことから、次年度は継続監視調査を実施せず、事業者による地下水調査およびその結果報告による監視を行う。

3 継続監視調査

(1) 調査の目的

検出井戸周辺調査により前年度までに環境基準値を超過した地点等を含む地域において、継続的に監視を行う。

(2) 調査の結果

	調査地域数	検出地域数	超過地域数
汚染監視調査 (自然由来以外の汚染)	18地域 (124地点) 【有機塩素系化合物 (14地域)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (3地域)、六価クロム (1地域)】	18地域 (63地点) 【同左】	13地域 (29地点) 【有機塩素系化合物 (11地域)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (1地域)、六価クロム (1地域)】
経過観察調査	1地域 (12地点) 【有機塩素系化合物】	1地域 (2地点) 【同左】	0地域 (0地点)
継続監視調査 (自然由来汚染)	4地域 (7地点) 【砒素、ふっ素、ほう素】	同左	同左

- 汚染監視調査地域のうち、人為的な汚染原因が考えられる5地域において、全地点で監視対象項目が環境基準値以下となったことから、次年度は経過観察調査を実施する。
- 経過観察調査地域のうち、1地域において、監視対象項目が2年連続で環境基準値以下となったことから、今年度で継続監視調査を終了する。
- 自然的原因の汚染の可能性が高いと考えられる4地域全てで環境基準を超過した。引き続き、概況調査に合わせて5年に1回の頻度で調査を実施する。